



# 相談したいとき



## 就学に係る教育相談(特別支援学校、特別支援学級など)

問・教育委員会 学校教育課 ☎ 31-1137

お子さんの就学についての相談は、鹿屋市教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

### ● 多様な学びの場

お子さんの教育的ニーズに最も的確に応えることができるように、以下の四つの学びの場を用意し、指導及び支援の充実を図っています。

- ・通常の学級
- ・通常の学級+通級による指導  
(通級指導教室)
- ・特別支援学級
- ・特別支援学校(鹿屋特別支援学校)

これらの中から、保護者の意見を最大限尊重し、保護者と教育委員会が合意の上で、お子さんの学びの場を決定します。その際、「お子さんが、『できた!』、『分かった!』という学びの達成感を十分に味わい、生き生きと自分らしく活動できる場はどこか」といった点が、大切なポイントになります。

### ● 就学までの流れ

1月~9月

まずは、見学しましょう!  
窓口は教頭先生です。

園や関係機関に相談  
就学予定先の学校の見学

9月

園や関係機関を通じて  
申込みを行います。

鹿屋市就学相談会

※過去2年以内に、病院や相談機関などでとられた  
発達検査等の結果(写し)を準備してください。  
※お子さんも必ず一緒にご参加ください。

10月~11月

鹿屋市教育支援委員会で学びの場等に関する審議・判断

### ● 合理的配慮

合理的配慮とは、「学校の限度を超えた負担にならない範囲で、個別の状況に応じて必要な配慮や調整を行う」ことです。また、合理的配慮として提供される必要な配慮や調整は、子ども本人や保護者が申し出て、学校との話し合いの下に決定します。まずは、保護者が「このような支援をしてほしい。」と、学校に相談することが大切です。

例えば、書くことが苦手で、黒板の文字をノートに写すことが難しいAさんは、学校と相談して、タブレット端末で板書内容を撮影し、それを印刷してノートに貼るといった合理的配慮の提供を受けることになりました。

11月

望ましい就学先を通知  
(市教育委員会→園等及び保護者へ)

11月

園や関係機関との  
教育相談

意向確認書の提出  
(保護者→市教育委員会)

1月末まで

就学先の決定

合意形成を図るために、教育委員会と教育相談を行う場合があります。

3月

「移行支援シート」を学校に提出

相談したいとき

## 県・市の情報提供・相談窓口

● 鹿屋市保健福祉部 子育て支援課  
鹿屋市共栄町20番1号  
☎ 31-1134

● 鹿屋市家庭児童相談室  
☎ 35-1061

電話又は面接相談の日時  
月～金(8:30～17:00)

相談内容  
子どもの養育・虐待や家庭に関するあらゆる相談

● 鹿屋市女性相談室  
(鹿屋市配偶者暴力相談支援センター)  
☎ 31-1171

電話又は面接相談の日時  
月～金(8:30～17:00)

相談内容 離婚やDVに関する相談

● 鹿屋市教育相談室  
(鹿屋市中央公民館内)  
☎ 44-8799  
☎ 0120-555-655

電話又は面接相談の日時  
月～金(9:00～16:30)

相談内容  
子どものしつけや教育に関する相談

● 大隅児童相談所

☎ 43-7011

電話又は面接相談の日時  
月～金(8:30～17:15)

相談内容  
子どもの福祉に関するあらゆる相談

● 児童家庭支援センター つながり  
☎ ☎ / ☎ 0800-200-1399

電話又は面接相談の日時  
月～金(9:00～17:00)

相談内容 子どものあらゆる相談

● 肝属地区障がい者基幹相談支援センター  
☎ 35-4801

電話又は面接相談の日時  
月～土(8:30～17:00)

※土曜日は原則として電話相談のみ

相談内容 子どもの発達について

● 県総合教育センター  
(特別支援教育研修課)  
☎ 099-294-2820

電話又は面接相談の日時  
月～金(8:30～17:00)

相談内容  
障がいのある子どもの学習面・行動面などの相談

広告

### 暮らしのお困りごと解決します!

家事のお手伝い

掃除、洗濯  
料理、買い物  
庭の手入れ  
子守り・皿洗い

簡単な大工仕事

床張り  
棚等作成  
ウッドデッキ修理  
壁補修  
テラス修理

気になる所の清掃

浴室、トイレ  
レンジフード  
換気扇、キッチン  
洗面台、エアコン  
ブロック塀  
窓・サッシ

除草・刈払  
植木の手入れ

不用品分別・片付け  
墓参り代行・刃物研ぎ  
障子張り  
アミ戸張り

公益社団法人 **鹿屋市シルバー人材センター**

TEL 40-3382 FAX 43-2910 鹿屋市向江町29番1号

鹿屋市シルバー 検索

8:30～17:30 (土・日・祝を除く)

お気軽にお問い合わせください



相談したいとき

## ● かがしま教育ホットライン24

なやみっこなし  
問 ☎ 0120-783-574

### 電話相談の日時

24時間対応

なやみ言おう  
☎ 0120-0-78310【24時間子供SOSダイヤル】  
☎ 099-294-2200【携帯電話接続可】

### 相談内容

いじめ、不登校、学業・進路などの相談

## ● 県こども総合療育センター

問 ☎ 099-265-2400

### 電話又は面接相談の日時

月～金(8:30～17:00)

相談内容 ▶ 子どもの発達に関する相談

## ● 県発達障害者支援センター (県こども総合療育センター内)

問 ☎ 099-264-3720

### 電話又は面接相談の日時

月～金(8:30～17:00)

相談内容 ▶ 発達障がいに関する相談

## ● 公益社団法人 鹿児島県助産師会・ 鹿児島中央助産院

問 ☎ 099-210-7559

### 電話相談の日時

365日～24時間対応  
(ただし、外来や出産中の場合すぐに応じられない場合もあります。)

### 相談内容

妊娠・出産・産後・育児期のところとからだの相談

## ● みんなの人権110番

問 ☎ 0570-003-110

### 電話又は面接相談の日時

月～金(8:30～17:15)

### 相談内容

差別、いじめ、体罰などの人権相談

## ● 県鹿屋保健所

問 ☎ 52-2105

### 電話又は面接相談の日時

月～金(8:30～17:15)

相談内容 ▶ 発育・発達に関する相談

## ● 県警察本部ヤングテレホン

ふこうに なやむな  
問 ☎ 099-252-7867

### 電話又は面接相談の日時

月～金(8:30～17:15)

相談内容 ▶ 非行・交友などの少年相談



室内で楽しもう!ひと工夫でおうち遊びをENJOY

### ② マスキングテープ de「おうち遊び」

フローリングに丸や三角、四角などの図形をマスキングテープで作ります。図形の名前を言って、子どもに移動してもらいます。図形を線路に見立てて、電車や車を自由に並べてみたり、人形の玩具を歩かせたり、お気に入りの玩具の形を真似たりなど手軽に遊べます。



#### 用意するもの

- ★ マスキングテープ
- ★ おうちにあるおもちゃ

### ● 鹿児島地方法務局鹿屋支局

問 ☎ 43-6790

#### 電話相談の日時

月～金(8:30～17:15)

#### 相談内容

差別、いじめ、体罰などの人権相談

### ● 子どもの人権110番

問 ☎ 0120-007-110

#### 電話相談の日時

月～金(8:30～17:15)

相談内容 ▶ 子どものための電話相談

### ● こころの電話

問 ☎ 099-228-9566または228-9567

#### 電話相談の日時

月～金(9:00～16:30)

※12:00～13:00は除く

相談内容 ▶ 心の悩みなどの相談

### ● 県精神保健福祉センター

問 ☎ 099-218-4755

#### 電話相談の日時

月～金(9:00～17:00)

※祝日を除く

#### 面接相談の日時

一般相談／

月(再診)9:00～11:00【要予約】

木(初診)9:00～12:00【要予約】

思春期相談／

第3水曜日(9:00～12:00)【要予約】

#### 相談内容

精神障がい、行動異常などの相談

### ● 鹿児島いのちの電話

問 ☎ 099-250-7000

#### 電話相談の日時

24時間・年中無休

#### 相談内容

子どもから大人までのあらゆる相談

## 虐待かも…と思ったら

問 ・市子育て支援課 家庭相談係 ☎ 35-1061

・大隅児童相談所 ☎ 43-7011

・児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189 いちはやく

### ● 「虐待を受けたと思われる子ども」を発見したとき

- ・あなたの周りで「虐待」と思われることがあった場合、「虐待を受けたのでは」と疑われる場合、「気にかかる親子」がいたりした場合は、連絡してください。
- ・虐待かどうかの判断は、児童相談所や市が行いますので、仮に虐待の事実がなくても連絡した人が責任を問われることはなく、また、連絡した人の秘密は法律で守られます。

### ● 児童虐待の種類

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、溺れさせる、戸外に閉め出す など
性的虐待	子どもへの性交、性的行為、子どもに性器・性交等を見せる、ポルノグラフィティーの被写体を強要する など
ネグレクト (育児放棄)	適切な食事を与えない、衣服など長期間不衛生なままにする、登校・登園をさせない、重大な病気になっても病院に連れていかない、乳幼児を残したまま度々外出する など
心理的虐待	言葉でこわがらせる、脅迫する、無視する、拒否的な態度を示す、子どもの自尊心を傷つけるようなことを言う、子どもの前で配偶者等に暴力をふるう(DV) など



相談したいとき